

平成20年度地域政策総合補助金交付要綱

十勝支庁

第1 趣旨

地域自らが選択して決定する地域完結型活性化策の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種事業に対し、配当された予算の範囲内で、支庁が補助金を交付する。

第2 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、市町村、一部事務組合及び広域連合とし、ソフト系事業においては、これらに加え支庁長が適当と認める者とする。

第3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業、優先的に採択する事業等は、別表のとおりとする。ただし、独立採算を原則とする事業及び国又は道の他の補助金の交付対象となる事業については、原則として除くものとする。

第4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費とする。

第5 補助金の限度額及び補助率等

補助金の限度額及び単位並びに補助率は次の表のとおりとする。ただし、交付税措置のある地方債を利用する事業に係る上限額は、補助対象経費から補助対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額が補助金の上限額を超える場合には上限額）の範囲内とする。

これらにより難しい場合の取扱いについては別に定める。

区 分		補 助 金 の 額			補助率
		上 限 額	下 限 額	単 位	
ハード系事業	市町村 一部事務組合 広域連合	1億円 (広域行政推進事業 については2億円)	1,000万円	10万円	2分の1 以内
	ソフト系事業	市町村 一部事務組合 広域連合	500万円 (複数の市町村が共 同で行う事業につい ては、1,000万円)		
	支庁長が適当と認める者	300万円	10万円		

第6 補助金の交付の申請、決定等

- 1 補助金の交付を受けようとする者は、ハード系事業については別記第1号様式、ソフト系事業については別記第2号様式の事業実施計画書を支庁長に提出するものとする。
- 2 補助金の交付の申請、決定、実績報告等については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）及び「道費単独事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成6年3月30日付け局総第762号通達）」の定めるところによるものとする。

第7 補助事業遂行状況報告

ハード系事業に係る補助事業者は、支庁長が特に指示するなど別に定める場合を除き、交付規則第11条の規定による補助事業の遂行状況を11月30日現在で、別記第3号様式の補助事業遂行状況報告書により、12月15日までに支庁長に報告するものとする。

第8 交付の条件

補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- 1 補助対象経費の配分を変更するときは、支庁長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における10パーセント未満の変更の場合は、この限りではない。
- 2 補助対象事業の内容を変更するときは、支庁長の承認を受けなければならない。ただし、当該事業の目的に変更を来たさない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント未満の変更の場合は、この限りではない。
- 3 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまで、支庁長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 5 3の支庁長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- 6 補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかではない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、次の条件を付すものとする。
 - (1) 事業実施主体が補助事業者等である場合
 - ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに支庁長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(2) 事業実施主体が間接補助事業者等である場合

ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに支庁長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

7 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

8 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たって、この補助金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付さなければならない。

なお、この場合において、「支庁長」とあるのは「市町村長」等と読み替えるものとする。

第9 その他

1 地域政策総合補助金のうち福祉振興・介護保険基盤整備分、地域産業基盤整備分、地域懸案対策特別事業分及び特定課題分に係る取扱いについては、別に定める特例要綱によることとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

別 表

十勝支庁 地域政策総合補助金補助対象事業メニュー

ハード系事業

<補助対象事業>

区 分	対 象 事 業
1 社会福祉事業	ア 高齢者福祉施設整備事業 イ 心身障害者福祉施設整備事業 ウ 婦人又は児童福祉施設整備事業 (福祉振興・介護保険基盤整備分特例要綱で対象とする事業を除く。)
2 教育文化振興事業	ア 社会教育施設整備事業 イ 文化振興施設整備事業 ウ 青少年健全育成施設整備事業 エ 文化財保存整備事業・埋蔵文化財緊急発掘調査事業
3 生活環境整備事業	ア 市街地住環境施設整備事業 イ 消防・防災施設整備事業 ウ コミュニティ施設整備事業 エ テレビ難視聴解消施設整備事業
4 スポーツ施設整備事業	ア 屋内スポーツ施設整備事業 イ 屋外スポーツ施設整備事業 ウ 総合体育館整備事業
5 観光レクリエーション振興事業	ア 観光レクリエーション施設整備事業 イ 観光基盤施設整備事業 ウ 道立自然公園施設整備事業
6 産業振興施設整備事業	ア 物産館整備事業 イ 地場産品加工・研究施設整備事業 ウ 農業振興施設等整備事業 エ 漁業振興設備等整備事業 オ 間伐材利用施設整備事業 カ 産業活性化支援施設整備事業
7 港湾利用促進施設整備事業	ア 国際化推進施設整備事業 イ 港湾観光支援施設整備事業 ウ 海洋性スポーツ振興施設整備事業
8 地域振興上特に必要と認められる事業	ア 新エネルギー等開発利用施設整備事業

《摘要》

1 補助対象外とする事業

区 分	対 象 外 事 業
1 社会福祉事業	ア 老人保健施設整備事業
2 教育文化振興事業	ア 幼稚園整備事業 イ 義務教育施設整備事業 ウ 高等学校（寄宿舎を含む。）等整備事業
3 生活環境整備事業	ア 道路（橋梁を含む。）整備事業 イ 産業廃棄物処理施設整備事業 ウ 病院等整備事業（辺地無医地区等の市町村立診療所を除く。）

2 優先的に採択する事業

区 分	対 象 事 業
1 地域における重点戦略の推進	地域重点戦略に位置付けられた事業
2 広域連携の促進	ア 広域行政推進事業（複数の市町村が共同で実施する事業） イ 広域市町村圏（ふるさと市町村圏）計画に位置付けられた事業で圏域の基幹となる施設の整備事業

3 採択の優先度が低い事業

区 分	該 当 事 業（例）
1 支庁管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業	ア 温泉保養施設整備事業 イ パークゴルフ場等整備事業
2 広域市町村圏で複数存在する必要性がないと考えられる施設の整備事業	ア 大規模文化ホール等整備事業 イ 大規模体育施設整備事業
3 同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業	ア 公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業 イ 体育施設等整備事業 ウ 保育所等整備事業
4 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業	ア 地区集会施設整備事業 イ 地区公園等整備事業
5 地域振興上の効果が認められない事業	ア 火葬場・葬祭場整備事業 イ 墓地等整備事業

ソフト系事業

<補助対象事業>

区 分	対 象 事 業
1 地域福祉推進事業	ア イベント開催事業
2 地域文化・スポーツ振興事業	イ 広報普及事業
3 地域情報化推進事業	ウ 人材育成事業
4 地域国際化推進事業	エ 調査研究事業
5 地域景観形成事業	オ 計画策定事業(事業主体が市町村の場合は、 複数の市町村が共同で実施する事業に限る。)
6 地域環境保全・創造事業	
7 地域間交流・連携事業	
8 移住促進事業	カ 新産業創造事業
9 地域特産品奨励事業	キ 支庁長が特に必要と認める事業
10 農林水産業の振興に関する事業	
11 商工観光業の振興に関する事業	
12 地域雇用対策に関する事業	
13 市町村広域行政に関する事業	
14 省エネルギー・新エネルギー促進事業	

《摘 要》

1 補助対象外とする事業

区 分
1 専ら団体構成員のみを対象とする事業
2 事業主体の経費負担のない事業
3 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業
4 他の団体等に補助する事業(特に認める旨の定めがある場合を除く。)

上記以外にも会社の営業行為や施設の維持管理などは補助対象とならない。

2 優先的に採択する事業

区 分	対 象 事 業
1 地域における重点戦略の推進	地域重点戦略に位置付けられた事業
2 広域連携の促進	ア 複数の市町村等が共同で実施する事業 イ 広域的な波及効果のある事業

・支庁長が適当と認める者が実施する事業については、市町村が関与(財政支援又は人的支援)をしている事業を優先的に採択する。

3 採択の優先度が低い事業

基 準
1 過去に同じ内容で採択されたことのある事業(3年を限度とする継続採択事業は除く。)
2 長年にわたって同じ内容で実施されている事業
3 主に鑑賞を目的とし観客から入場料を徴収する事業

合併市町村支援事業

<補助対象事業>

合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業で次に掲げるもの。

区 分	対 象 事 業
1 ハード系事業	<p>ア 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき合併した市町村 合併後の市町村における公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で市町村の合併の特例に関する法律第11条の2に規定する合併特例債が充当される国の補助事業又は地方単独事業（基金造成に係るものは除く。）</p> <p>イ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき合併した市町村及び平成22年3月までに合併する市町村構想対象市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が連携し、合併に資するために一体となって実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）及び構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する公共施設等整備事業で合併推進債が充当される国の補助事業又は地方単独事業（基金造成に係るものは除く）</p>
2 ソフト系事業	<p>合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため必要となる事業及び、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき合併の推進を図るために必要な事業で次に掲げる事業</p> <p>ア 合併記念式典開催事業</p> <p>イ 新市町村の知名度アップ・イメージアップのため実施する広報普及事業</p> <p>ウ 旧市町村住民間の交流・連携を促進するため、新たに実施するイベント開催事業（旧市町村単位で実施される既存イベント等は対象外）</p> <p>エ 市町村の合併の特例等に関する法律に基づき合併した市町村であって、市役所又は役場の本庁舎を設置しない合併前の市町村（旧市町村）地域で従前から実施している事業のうち、旧市町村地域の独自の文化等を継承し、旧市町村間の交流・連携を深めながら引き続き実施するイベント等開催事業（市町村が補助することも可とする）</p> <p>オ 合併の推進を図るため実施する事業で、別表 ソフト事業分<補助対象事業>のうち、アからオまでに定める事業</p>

平成20年度 地域政策総合補助金交付要綱運用方針

十勝支庁

第1 趣旨

平成20年度地域政策総合補助金交付要綱第9の2に基づき、補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

第2 ハード系事業

1 補助対象事業

- (1) 補助対象事業の1件の取扱いについては、次によることとする。
 - ア 建築物等のように個別の施設として明確なものについては、それぞれ1件とする。
 - イ その性格上、数種類の施設を一括して整備する必要のある事業（例えば、海水浴場施設として、監視塔、駐車場、脱衣場、便所等の施設を一括して整備する場合）については、それらをまとめて1件とする。
 - ウ 市町村の総合計画等に基づき、一体的に整備する複数の施設整備事業は、それらをまとめて1件とみなすことができる。

なお、一体的とは、計画に基づき、計画的・一体的に実施されるとともに、予算上も一体的に取り扱われているものをいう。
- (2) 改修事業については、既存施設の増築や改築及び既存施設の機能に新しい機能を附加し、あるいは、構造を大きく変えるなど実質的な内容のあるものは対象とする。ただし、単なる床、壁等の張り替え、施設内の照明施設の取り替え等、維持補修程度の事業は対象としない。

また、改修事業に伴う設備整備事業(施設本体に直接設置(固定)されるものに限る。)も対象とすることができる。
- (3) 付帯施設の取扱いについては、次によることとする。

博物館の展示工事、図書館の書架、体育館の固定式運動器具等本体工事とともに施工する付帯設備についても、その施設の利用目的に沿うものは補助対象とすることができる。
- (4) 次の事業については、原則として補助対象外とする。
 - ア 地方財政法施行令第37条に規定する事業等独立採算を原則とする事業。ただし、次に掲げる事業については対象とすることができる。
 - (ア) 辺地無医地区又は過疎地域等における医療確保のため、市町村（一部事務組合を含む。）が開設する診療所の施設整備（住宅部分を除く。）及び医療機械器具の整備事業
 - (イ) 過疎対策等のために行う施設整備事業（スキーリフト、宿泊研修施設等）のうち、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設の整備事業
 - (ウ) 新エネルギー等開発利用施設整備事業のうち、経営に伴う収入をもって設置に要する経費を賄うことが極めて困難であると認められる事業
 - (エ) 産業振興施設整備事業
 - イ 国又は道の他の補助金の交付対象となる事業（防衛、電源立地及び石油立地に係る交付金等を受けて実施する事業を含む。）。ただし、次に掲げる事業については対象とすることができる。
 - (ア) 国庫補助対象部分と対象外部分を明確に区分できる事業（当該対象外部分を対象とする。）
 - (イ) 文化財保存整備事業
 - (ウ) 埋蔵文化財緊急発掘調査事業（「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項」又は「埋蔵文化財保存活用整備事業費国庫補助要項」で定める国庫補助を受けて行う事業）

ウ 公共用地先行取得事業及び維持補修的な事業（地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第2項の規定により、その例によることとされた同法第2条第1項の規定により議会の議決を経て財政再建計画を定め、その財政再建計画が同法22条第3項において準用する同法第3条第1項の規定による総務大臣の同意を得た市町村（以下「準用財政再建団体」という。）が実施する知事が特に必要と認める維持補修事業はこの限りではない。）

エ 他の団体等に補助する事業。ただし、市町村が補助する次に掲げる事業については、対象とすることができる。

(ア) テレビ難視聴解消施設整備事業については、放送事業者等に対し補助する事業

(イ) 文化財保存整備事業

(ウ) 複数の市町村が共同で設置する施設整備事業に係る構成市町村の負担金事業

(イ) 農業振興施設等整備事業で、次に掲げる団体等に対して補助する事業

a 農業協同組合

b 営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農地法第2条第7項に規定する農業生産法人又は農業者（自ら業として農業を営む者又は農業に従事する者をいう。以下同じ。）等の組織する団体であって、法人格を有しないものにあつては代表者の定めのあるもの。ただし、構成員の中に生計を別にする3名以上の農業者を含み、かつ、農業者が構成員の2分の1を占め、代表者が農業者であるものに限る。）

c 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定められている農地保有合理化事業を行う営利を目的としない法人

d 当該事業の実施主体として農業・農村の構造改革の推進に特に寄与するものと認められ、かつ、公益性や優先度の視点から支庁長が適当と認める団体

(オ) 産業振興施設整備事業（農業振興施設等整備事業、漁業振興設備等整備事業及び間伐材利用施設整備事業を除く。）で、次に掲げる団体（以下「公共的団体等」という。）に対し補助し、又は出資する事業

a 公共的団体（営利を目的としない法人（農業協同組合及び医療法人を除く。）をいう。）

b 地域の産業振興等に資する事業を実施する法人で、次のいずれかに該当するもの
(a) 資本金等の2分の1以上を市町村が出資する法人

(b) 資本金等の4分の3以上を市町村及び公共的団体が出資する法人

(カ) 漁業振興設備等整備事業で、次に掲げる団体（代表者、規約等の定めがあるものに限る。）に対して補助する事業で原則として3戸以上の受益戸数がある事業

a 漁業協同組合

b 漁業生産組合

c 漁業者及び漁業従事者を主構成員とするもの

d 漁業の振興等を目的として組織された団体

2 補助対象事業の採択

補助事業の採否の決定に当たっては、当該団体の要望事業数や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。

3 補助対象経費

補助対象経費から除外する経費は、次のとおりとする。

(1) 事務費、調査費及び設計監督費（地盤調査及び設計監督の外部委託費を除く。）

(2) 施設撤去費（第2の1の(2)で対象とする改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経費を除く。）

(3) 造成費（整地費を含む。）及び用地取得費（グラウンド又は公園等の整備事業において、事業の本体的な部分となっている造成費を除く。）

- (4) 備品購入費（医療機器、テレビ難視聴解消施設の送受信機器、農業振興施設等整備事業、漁業振興設備等整備事業及び間伐材利用施設整備事業で購入する単価が20万円以上のもの又は備品単体で独立した機能を持ち相当程度の事業効果が発揮できるもので、備品単体でも地域活性化事業債等の対象となるものを除く。）

4 補助金の限度額の特例

- (1) 交付要綱第5に定める補助金の限度額等の特例を次のとおりとする。
- ア 次に掲げる事業及び第2の1の(2)に定める改修事業については、下限額を500万円とする。ただし、(オ)の漁業振興設備等整備事業のうち共同化・協業化促進事業、高齢者・女性就労環境支援事業、地域関連産業連携支援事業及び漁業新技術導入事業については、市町村が団体等に補助する場合に限り下限額を200万円とする。
- (ア) 文化財保存整備事業
- (イ) 消防施設整備事業（上限額は1,500万円とする。）
- (ウ) 観光基盤施設整備事業
- (エ) 農業振興施設等整備事業
- (オ) 漁業振興設備等整備事業
- イ 埋蔵文化財緊急発掘調査事業については、下限額を300万円とする。
- (2) 次のいずれかに該当する事業については、交付要綱第5に定める限度額のうち、それぞれに掲げる規定を適用しないことができる。
- ア 全道的規模で、かつ、広域的に利活用される施設のうち、特に規模の大きなもの 上限額の規定
- イ 広域市町村圏の計画に基づく事業で、圏域の基幹となる施設のうち、特に規模の大きなもの 上限額の規定

5 補助金額の算定

- (1) 交付要綱第5ただし書に関し、交付税措置のある地方債を利用する事業については、当該地方債を満度に充当したとみなして補助金額を算定するものとする。ただし、過疎対策事業債及び辺地対策事業債を利用する事業については、補助対象経費から補助対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲以内（その額が補助金の上限額を超える場合には上限額とし、補助対象経費の12.5%を超えることはできない。）で補助できることとする。
- (2) 1の(4)のエの(ア)及び(ウ)～(カ)までに掲げる市町村が他の団体等に補助する事業については、事業実施主体が行う事業に要する経費をもって補助対象経費を算出し、補助金額を算定するものとし、(イ)については(4)によるものとする。
- なお、(ア)及び(オ)の事業については、事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、補助対象経費から事業実施主体の負担を控除して補助金額を算定する。
- (3) 当該補助対象事業に対する寄付金など、特定財源として扱う寄付金等がある場合には、補助対象経費から当該寄付金等の額を控除して、補助金額を算定するものとする。
- (4) 文化財保存整備事業・埋蔵文化財緊急発掘調査事業については、国庫補助を受けて行う事業に限って補助対象とし、対象外経費は、国庫補助対象外経費とする。
- また、補助金額については、交付要綱第5ただし書は適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

6 継続事業の取扱い

この補助金は、事業期間が複数年度に及ぶ事業の場合は、当該年度の事業費に係る補助対象経費の範囲内で毎年度補助することができるものとする。

7 個別事業の取扱い

- (1) 広域行政推進事業については、施設の共同設置など複数の市町村等が共同で実施する事業を対象とする。

- (2) 消防施設整備事業については、車庫及び器具庫（タイヤ保管庫、ホース格納庫、ホース乾燥室等を含む。）に係る経費に限り補助対象経費とする。
- (3) テレビ難視聴解消施設等整備事業については、山岳、丘陵その他の地形によって電波が遮断されることにより複数の民間放送が受信できない地区において、その解消を図るため、中継局又は共同受信施設を整備する事業を対象とする。ただし、次の経費を補助対象経費から除くものとする。
- ア テレビ中継局整備事業のうち、チャンネルプラン局の整備に要する経費
 - イ テレビ共同受信施設整備事業に係る各戸への「引込設備」に要する経費
 - ウ NHK放送、衛星放送に係る経費
- (4) 火葬場・葬祭場整備事業については、一部事務組合が実施する事業、複数市町村の共同利用が図られることが明確になっている事業及び将来の共同利用を明確にした上で、関係市町村による共同利用に関する具体的な検討が進められている事業で、地域の特殊事情により地域振興上特に必要と認められる事業を対象とする。
- (5) 観光基盤施設整備事業については、次に掲げる施設のうち、原則として、通年で開設されており、特定利用者及び特定目的に限定されていないものを整備する事業を対象とする。
- ア トイレ（水洗化に限る。また、浄化槽設置のみの事業は対象としない。）
 - イ 観光案内板（観光客の利便を高めるために関連する複数の案内板を設置する場合には、それらをまとめて1施設とみなす。）
 - ウ 駐車場
 - エ 休憩施設
 - オ 展望施設
 - カ 観光物産展示施設
 - キ キャンプ場付属施設（既存キャンプ場の整備に限る。）
 - ク 花壇施設
- (6) 農業振興施設等整備事業については、地域農業・農村の構造改革を進めていくために必要な施設・機械・器具など、次に掲げる整備事業を対象とし、当該整備等に付随する設置工事費、施設の改修（事業の目的を達成するために必要な建物等の改修であり、単なる維持補修でないと認められる場合に限る。）費及び当該整備等と一体で行う簡易な建物（プレハブ、D型ハウスなどで、簡易に移動が可能なもの。）の導入に要する経費についても対象とする。
- ア 地域農業のシステム化のための事業
農作業の受委託、大規模な農業の協業化、高齢者・農村女性・都市住民等による営農の展開、新規就農者の確保育成、通年農業経営の確立など、地域農業のシステム化の取組みに必要な事業
 - イ 農村における新たな産業おこしのための事業
地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開など、農村における新たな産業おこしの取組みに必要な事業
 - ウ 新しい就農支援システムのための事業
「小規模長期リース農場整備モデル事業実施要領」（平成14年8月12日付け農改第538号農政部長通知）第2に規定する新規就農支援システム化推進活動事業により新規就農支援システムの構築、研修農場選定の検討が行われた地域等において実施される小規模長期リース農場の整備（新規就農希望者の研修に必要な小規模かつ長期のリースを可能とする施設等の整備）に取り組む事業
 - エ 地域水田農業の高度化のための事業
米産地の再編、転作作物の定着、耕畜連携や園芸作物の導入等による経営の複合化など、多様な地域水田農業の高度化に取り組む事業
- (7) 漁業振興設備等整備事業については、地域水産業の体質強化を図るために必要な機械・器具など、次に掲げる設備整備事業等とし、当該設備整備等に付随する設置工事等に

についても対象とする。ただし、第2の1の(4)の工の(カ)に定める団体が才及び力の事業を実施する場合には、市町村が事業費の一部を負担する場合に限り対象とする。

- ア 共同化・協業化促進事業
生産体制の効率化とコスト削減に向けた共同化等の事業
- イ 高齢者・女性就労環境支援事業
高齢漁業者の生きがいづくりや女性の就労環境の改善等の事業
- ウ 地域関連産業連携支援事業
漁業と地域の関連産業との連携に必要な事業
- エ 漁業新技術導入事業
新たな漁業生産システムの導入に向けて必要な事業
- オ 密漁監視・害敵駆除など、資源の適正管理のための事業
- カ 新たな漁場づくりや荒廃漁場の機能回復のための事業

(8) 港湾利用促進施設整備事業については、臨港地区等（臨港地区、港湾区域、港湾隣接地域等）港湾管理者が管理している区域、又は臨港地区等に隣接し、港湾地区等と一体となっている区域において実施される事業で、次に掲げる施設の整備事業を対象とする。

- ア 国際化推進施設整備事業
外国語表記の案内板、物産品等の展示場の他、外国人就労者の利便性向上のための休憩所、トイレ、照明施設など、港湾や地域の国際化に効果の高い施設の整備事業
- イ 港湾観光支援施設整備事業
道路（歩道を含む。）、駐車場、公園、港湾案内板（標識を含む。）、安全対策施設、歴史的建造物の復元・保存、水質等の環境改善など、港湾や地域の観光振興に効果の高い施設の整備事業
- ウ 海洋性レクリエーション振興施設整備事業
マリナー、ボートパーク、魚釣施設、ビーチ、安全対策施設など、海洋性レクリエーションの振興に効果の高い施設の整備事業

(9) 間伐材利用施設整備事業については、次に掲げる施設の整備事業を対象とする。

- ア 間伐材利用木造施設（構造部分が木造であり、かつ、材料を主（概ね50%以上）に間伐材を使っているもの。）
- イ 外壁又は内壁面積の50%以上に間伐材を使用した施設
- ウ 延床面積の40%以上の床に間伐材を使用した施設

(10) 新エネルギー等開発利用施設整備事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 「新エネルギー等」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスをいう。
- イ 新エネルギー等開発利用施設整備事業の対象とする範囲は、原則として、公共用施設に設置する開発利用施設とする。
- ウ 補助対象経費は、新エネルギー等の開発及び利用施設の整備のために直接必要な経費とする。
- エ 地熱・天然ガス開発利用施設整備事業は、採択上、開発事業（ボーリング探査）と利用施設整備事業をそれぞれ別個の事業として取り扱うものとし、利用施設整備事業については、坑井ごとの全体利用計画（継続事業の場合も含む。）をもって1件とする。

第3 ソフト系事業

1 補助対象者

交付要綱第2において規定するソフト系事業の補助対象者は、次により取り扱うものとする。ただし、新産業創造事業については、別表に定める支庁長が適当と認める者を対象とする。

(1) 市町村には、複数の市町村で構成する協議会等を含むものとする。

また、市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であっても、市町村が主体になっている場合には、市町村として取り扱うことができる。

(2) 支庁長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。

2 補助対象事業

次に掲げる事項に該当する事業は、別に定めがある場合を除き、補助対象外とする。

(1) 国又は道の他の補助金の交付を受け、又は補助対象とされている事業

(2) 専ら団体構成員を対象とする視察、大会、研修、サークル活動など、公益性の乏しい事業

(3) 事業主体の経費負担のない事業（参加負担金や入場料収入などについては、事業主体の自己財源として取り扱って差し支えないものとする。）

(4) 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業

(5) 他の団体等に補助する事業

3 補助対象経費

補助対象経費から除外する経費は、次のとおりとする。

(1) 賃金(事務補助に係るもの)及び職員費

(2) 食糧費

(3) 備品購入費（専ら当該ソフト事業に使用される備品（高額備品は除く。）で、リース等による対応が困難と認められる場合や特に認める旨の定めがある場合を除く。）

(4) 用地取得費

(5) 工事請負費（事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合並びに市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業のうち、当該ソフト事業の実施に伴って必要となる既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものではないと認められる場合又は特に認める旨の定めがある場合を除く。）

4 補助金の限度額の特例

(1) 交付要綱第5において、上限額1,000万円を適用する「複数の市町村が共同で行う事業」とは、複数の市町村が負担金等を拠出して行う事業とする。

5 継続事業の取扱い

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の支庁で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ補助対象事業とすることができる。ただし、継続して補助できる期間は原則として3か年度とする。

6 個別事業の取扱い

(1) 地域雇用対策に関する事業については、道が策定した「北海道雇用創出基本計画」に沿って実施する事業を対象とする。

(2) 新産業創造事業については、中小企業者及び中小企業者等で組織する組合や団体等が実施する地域の特性や産業集積などを活用して行う地域の産業づくりに向けた新技術・新製品・新サービスの事業化や情報化などの取り組みを対象とし、補助対象事業などの詳細については別表によるものとする。

(3) 省エネルギー・新エネルギー促進事業において、「省エネルギー」とは省エネルギー

・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第1号、「新エネルギー」とは同条例第2条第2号に定めるものとする。

第4 合併市町村支援事業

1 補助対象者

次の市町村等を対象とする

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づいて合併した市町村
- (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づいて合併した市町村又は道の合併構想に示された市町村の組み合わせ（追加・変更を含む。）に基づき設置された法定合併協議会及びその構成市町村

2 補助対象事業

- (1) ハード系事業については、個別事業毎に算出した補助金額の合計額をもって、市町村毎に1件として取り扱うものとする。

3 事業期間

(1) ハード系事業

- ア 1の(1)に該当する補助対象者が実施する事業
合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度
- イ 1の(2)に該当する補助対象者が実施する事業
 - (ア) 合併前に実施する事業は事業開始年度以降3か年度（特に必要と認められる場合は5か年度）
 - (イ) 合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度

(2) ソフト系事業

- ア 1の(1)に該当する補助対象者が実施する事業
合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度
- イ 1の(2)に該当する補助対象者が実施する事業
 - (ア) 合併前に実施する事業は事業開始年度以降3か年度
 - (イ) 合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度

4 補助対象経費

補助対象経費から除外する経費は、ハード系事業については、第2の3並びにソフト系事業については、第3の3によるものとする。

5 補助金の限度額の特例

交付要綱第5に定める補助金の限度額の特例を次のとおり定める。

- (1) ハード系事業の上限額を2億円とする。
なお、合併前に実施する電算システム統合事業等については、合併関係市町村毎にまとめて1件として下限額を取り扱うものとする。
- (2) ソフト系事業の上限額を2,000万円とする。

6 補助金額の算定

ハード系事業の補助金額は、合併推進債又は合併特例債（以下「合併推進債等」という。）の申請事業毎に算出するものとし、交付要綱第5にかかわらず、次により算出できるものとする。

- (1) 補助対象経費から補助対象経費に係る合併推進債等の額を控除した額の範囲内において補助金額とすることができる。ただし、この場合の合併推進債等については満度に充当したものとみなす。

- (2) 補助対象経費から(1)により算出した補助金額を控除した部分に市町村の一般財源が充当される場合は、当該一般財源の1/2の額を限度として、補助金を加算することができる。ただし、この場合の補助金額は、(1)により算出した補助金額を合わせて、補助対象経費の12.5%を超えることはできないものとする。

7 継続事業の取扱い

継続事業の取扱いは、3の事業期間の範囲内において、ハード系事業については、第2の6並びにソフト系事業については、第3の5によるものとする。

第5 補助金の交付決定等

- 1 支庁長は、補助事業者から事業着手後に交付申請があった場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後であっても補助金の目的に合致することや事業着手後の交付申請がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、交付決定を行うものとする。
- 2 支庁長は、知事が特に必要と認める事業を行う準用財政再建団体等から事業実施計画書等が提出された場合には、その写しを速やかに知事に送付するものとし、知事は補助事業の内容を審査の上、適当と認めた場合には、速やかに支庁長に通知する。
また、通知を受けた支庁長は、必要な事務処理を行うものとする。

第6 工事完成届

支庁長は、補助事業者から北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第13条の規定に基づく工事完成届を受領したときは、検査を行うものとする。ただし、補助事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（補助事業者の長が原本謄写の証明をすること。）を添付することをもって確認することができる場合、この限りではない。

なお、ハード系事業の新エネルギー等開発利用施設整備事業に係る地熱天然ガスボーリング探査については、必要に応じ道立地質研究所職員の立会いのもとに作成した検査調書の写しを添付して提出させるものとする。

別 表

	区 分	内 容
新産業創造事業	第 1 採択の基本的な考え方	<p>新産業創造事業の採択に当たっては、新産業の創造を支援する組織等の意見を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意の上、採択を決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業者等で組織する組合、団体等の場合は、内部で合意が形成されていること。 2 事業内容や実施方法等について十分な検討がされており、具体性があること。 3 自己資金の確保がされていること又は確実に見込まれること。 4 責任者が明確であるとともに、団体等の運営体制及び事業の執行体制が確立されていること。 <p>また、補助対象事業の円滑かつ効果的な実施のため、必要な指導・助言を行うこととする。</p>
	第 2 定義	<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業において「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 1 1 年 3 月 3 1 日号外法律第 1 8 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。 2 本事業において「新規成長分野」とは、北海道新規成長分野振興ビジョン（平成 9 年 1 月）において定める住宅・都市インフラ関連分野、環境・リサイクル関連分野、情報・通信関連分野、産業支援関連分野、健康・福祉関連分野、文化・レジャー関連分野の 6 分野をいう。 3 本事業において「一般事業」とは、地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造に向けた事業（以下「新規成長分野等創造事業」という。）及び生活に関連した新たなサービス業の創出に向けた事業（以下「生活産業創出事業」という。）をいう。 4 本事業において「特別対策事業」とは、構造改革等の影響が大きい中小企業者等の新産業創造や経営多角化を促進する事業（以下「新分野進出支援事業」という。）、離職希望者や失業者自らによる起業を促進する事業（以下「事業者育成事業」という。）及び新たな人材を受け入れることによりニュービジネスを展開し市場規模の拡大等を促進する事業（以下「労働者受入事業」という。）をいう。
	第 3 補助対象者	運用方針第 3 の 1 に規定する補助対象者は、別表付表右欄に掲げる者とする。
	第 4 補助対象事業	<p>新産業創造事業における補助対象事業は、別表付表中欄に掲げるとおりとする。ただし、この場合にあっても運用方針第 3 の 2 に掲げる事項に該当する事業は補助対象外とするとともに、次のいずれかに該当するものについては、原則として採択しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機器購入、委託に係る費用の合計額が補助対象経費のおおむね 8 割以上を占めているもの。 (2) 過去に地域政策総合補助金又は地域新産業創造活動補助金を受けた者が実施する類似の事業。 (3) フォーラム、講演会、セミナー等（以下「フォーラム等」という。）の開催事業。 <p>ただし、事業の成果を企業や道民に広く普及し、事業化に向けた協力者や支援者を確保するためにフォーラム等を開催するなど、新しい産業づくりに向けた全体計画の中で位置付けが明確であるものや道（支庁）がフォーラム等の企画・運営に特別の関与を行っているものなどは、この限りではない。</p>
	第 5 成果報告書の提出	補助事業者は、交付要綱第 6 の 2 に定める補助事業等実績報告書の提出後、1 か月以内に支庁長に対し成果報告書を提出するものとする。

別表付表（新産業創造事業関係）

区分	補助対象事業	補助対象者				
1 一般事業	(1) 新規成長分野等創造事業	ア 新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な調査、研究、技術開発事業 イ 新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な研究会・研修会等の開催、専門家等の招へい、従業員等の派遣事業 ウ 新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な展示会・商談会等への参加や開催事業 エ その他支庁長が特に認める事業	札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア 中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号（以下「中団法」という。））第3条第1項に定める中小企業団体 ウ 民法第34条に定める公益法人 エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人 オ 任意グループ。ただし、構成員の2分の1以上が上記ア～エに掲げるもので構成されているものに限る。			
	(2) 生活産業創出事業		札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア 中小企業者 イ 中団法第3条第1項に定める中小企業団体 ウ 民法第34条に定める公益法人 エ 北海道市民活動促進条例（平成13年3月30日北海道条例第5号）第6条に定める市民活動団体 オ 任意グループ。ただし構成員の2分の1以上が上記ア～エに掲げるもので構成されているものに限る。			
2 特別対策事業	(1) 新分野進出支援事業	ア 地域における新産業の創造及び起業化、情報化等に係る調査検討事業 イ 新製品・新サービス等に関する研究、技術開発事業 ウ 異業種間・産業間・他地域との技術・ノウハウ等交流事業 エ 新技術・新サービスの導入等に関する研究会、研修会等開催事業 オ 試験研究機関、大学、企業等への技術者等派遣事業 カ 新製品・新サービス等に関する専門家等招へい事業 キ 新技術・新製品・新サービス等に関する展示会、商談会等開催事業 ク 新技術・新製品・新サービス等に関する品評会、競技会等開催事業 ケ その他支庁長が特に認める事業	北海道内の次に掲げる者であって、当該団体又は当該団体の構成員のいずれかが右の要件に該当するもの ア 中団法第3条第1項に定める中小企業団体 イ 民法第34条に定める公益法人 ウ 任意グループ。ただし、構成員は3者以上であり、かつ、構成員の2分の1以上が中小企業者で構成されているものに限る。 なお、事業者育成事業の補助対象者である当該任意グループにおいては、事業を営んでいないが今後開業を志している個人についても中小企業者とみなす（以下「みなし中小企業者」という。）ことができるものとする。ただし、みなし中小企業者のみから構成される当該任意グループは補助対象外とする。	完成工事高の概ね50%以上が公共事業となっている建設業を営む者、又は直近1年間のうちいずれかの3ヶ月間の売上高（受注高）が前年同期と比べ概ね10%以上減少している者（ただし構成員の場合は中小企業者に限る。） 離職希望者（解雇予告された者、あるいは開業を志し自主退職を予定している者）又は失業者を含む者		
	(2) 事業者育成事業				エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人（労働者受入事業に限る。）	事業化後1年間に当該事業において離職者又は失業者等を3名以上雇用する者
	(3) 労働者受入事業				エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人（労働者受入事業に限る。）	事業化後1年間に当該事業において離職者又は失業者等を3名以上雇用する者